資料１
差替え

病床整備計画について

1. 病床の変動数

病床種別	医療圏	基準病床数（A）H18.3.31	既存病床数（B）H22.9.30	計画承認済病床数（C）	差引数（D）(A)-(B)-(C)	整備計画の内容					
						全体		病院		診療所	
						施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
		床	床	床	床	施設数	床	病院	床	診療所	床
精神病床	全県域	13,160	13,024	111	25	1	25	1	25	-	-

2. 病床を整備しようとする施設

病床種別	区域	区分	①名称　②所在地 ③開設者	整備病床数	計画の概要
精神病床	全県域	病院	①（仮称）医療法人 生生会新富田病院 ② 名古屋市中川区打出 2－347 はじめ ③ 医療法人 生生会	25 床	（下表参照）
		(計)	１病院	25 床	

計画の概要：

		現状	計画	計
病床種別	一般	47	△5	42
	療養	241	5	246
	精神	13	25	38
計		301	25	326

※病床数には計画承認済のものを含む。

⇩

		冨田病院	新冨田病院	計
病床種別	一般		42	42
	療養	200	46	246
	精神		38	38
計		200	126	326

病床整備計画の手続について

〇病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

〇本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという**事前協議制**を採用しております。

〇事前協議の手続は、**「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」**により規定されております。

〇事前協議の流れは以下のとおりです。

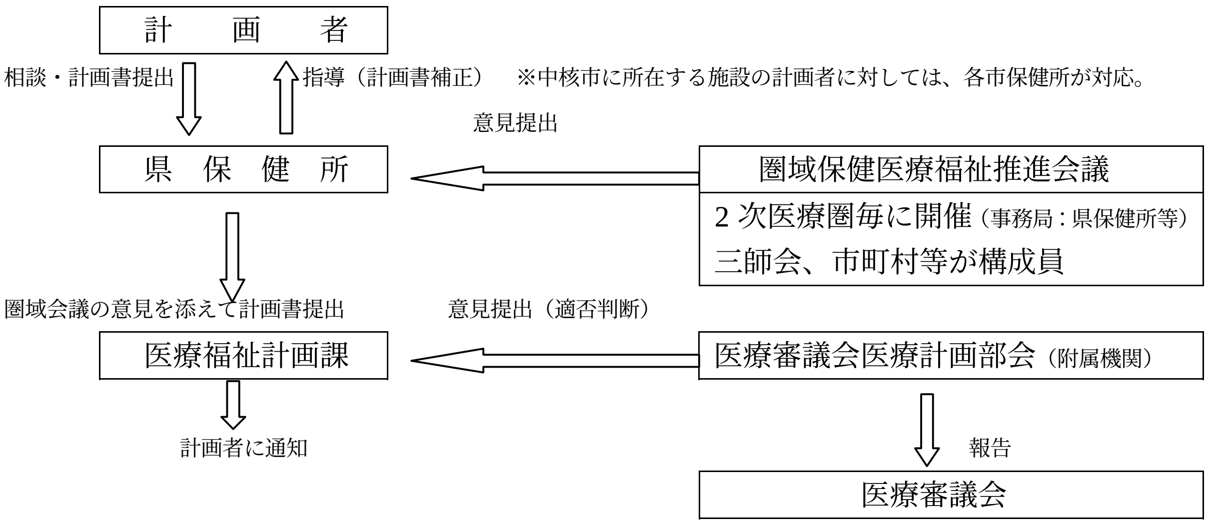

〇病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

・**一 般 病 床**
　以下の病床以外のもの

・**療 養 病 床**
　以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

・**精 神 病 床**
　精神疾患を有する者を入院させるためのもの

・**感染症病床**
　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

・**結 核 病 床**
　結核の患者を入院させるためのもの